

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	北見赤十字病院 麻酔医控室拡張工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社光和 北見支店 北海道北見市西三輪6丁目1番2 号	1,889,976円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条)	
2	北見赤十字病院 中央監視システム延命 修繕工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	ジョンソンコントロールズ株式会 社 北海道支店 北海道札幌市中央区北4条東2 丁目8-2	40,700,000円	当該機器のメーカーであることから、契約 の性質又は目的が競争を許さない場合に 該当するため(日本赤十字会計規則第36 条第4項)	
3	北見赤十字病院 冷温水発生機 ガス流量 計更新工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和6年4月1日	株式会社アイテック 北海道北見市北4条東4丁目3番 地	1,122,000円	予定価格が250万円を超えない工事又は 製造をさせる場合に該当するため(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由について、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
--	--------------------	----------------------	----------------	---------------------	-----------------	----------------	------------------

10

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由について、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11							

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由について、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。